

## 随意契約理由書

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 業 務 名                     | サグ部等における渋滞対策検討及び効果分析業務<br>(平成27年度)  |
| 2 業 者 名                     | 阪神高速技研株式会社  |
| 3 理 由                       | <p>3号神戸線上りの深江サグ部等を先頭とした渋滞の削減や車間距離の適正化を目的とする業務である。</p> <p>本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、阪神高速道路固有の交通・渋滞状況に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが、必要である。</p> <p>阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、阪神高速道路固有の交通・渋滞状況を熟知しているばかりでなく、共通の営業目的を持って業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p> |
| 阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。 |   |